

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 保安林の指定予定

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

〃

○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定の取

消し

〃

【公告】

○ 一般競争入札の実施

〃

○ 公共測量の終了

○ 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧

○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

【企業局】

○ 岡山県公営企業工事検査規程の一部改正

（県例規集登載）

○ 浄水ケークの販売代金の収納事務の委託

治山課

〃

〃

会計課

〃

情報政策課

〃

監理課

都市計画課

〃

施設課

総務企画課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十七年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市成羽町坂本字小ノ原奥二五三、二五六、二五八、字家ノ奥二五四の一、二五四の二、二五五、二五九、三五九から三六一まで、三六五、字家ノ奥道下夕三五七、三五八、三六三、字小屋治郎谷三六七、三六九、三七〇の一、字本谷箕ノ平三六八、三七一、字本谷中山三七二、三七三、字本谷隠地三七四、三八〇、字寺山三七五、字長ソウリ日名四一六から四一八まで、字家ノ奥日名四一九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小ノ原奥二五六、字家ノ奥二五四の二、二五五、三五九から三六一まで、三六五、字小屋治郎谷三六九、字本谷箕ノ平三七一、字長ソウリ日名四一八（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市成羽町佐々木字星迫山ノ神四二八から四三〇まで、四三一の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇星迫山ノ神四二八から四三〇まで、四三一の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十七年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

小田郡矢掛町小林字岡本谷一七二八の一から一七二八の四まで、一七二九の一、一七二九の二、一七二九の一四から一七二九の二一まで、一七二九の二九から一七二九の五三まで、一七三〇の一、一七九一の三、一七九一の五、一七九一の六、字カイチキ二〇四九の一、二〇四九の二、二〇五二、字カイチギ二〇四九の三から二〇四九の一四まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岡本谷一七二九の四五、一七二九の五三、字カイチギ二〇四九の一〇、二〇四九の一

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び矢掛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十七年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

備前市吉永町都留岐字西河内七八八の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西河内七八八の一（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百二十二号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十三条の規定により、平成二十七年四月一日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成二十七年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市北区足守一〇九一	所在地	売りさばき人
森安 幹治	名称及び代表者の氏名	
岡山市北区足守一〇九一		売りさばき場所

◎岡山県告示第二百二十三号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十三条の規定により、平成二十七年四月二日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成二十七年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	岡山市北区野田三丁目一 番七号
名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	中 国 ス パ ー ク 薬 品 株 式 会 社 代 表 取 締 役 増 田 幸 司	岡山市北区野田三丁目一 番七号
売 り さ ば き 場 所		岡山市北区野田三丁目一 番七号

〔一四七〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十七年四月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 大

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

岡山情報ハイウェイ広域イーサ網機器更新業務に係る機器賃貸借 1式

(2) 借入件名の特質等

入札説明書及び岡山情報ハイウェイ広域イーサ網機器更新業務に係る機器賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

平成27年10月1日（木）から平成34年9月30日（金）まで

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

入札金額は、本業務に必要な初期費用等一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本業務に係る物件を7年間借り受けるものとして算定したリース料及び保守に要する費用の総額の84分の1に相当する額）を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 入札書の提出の日までに平成27年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第46号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を有する者で、格付区分がAであること。

- (2) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請手続

この入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を有しないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 086-226-7537（直通）

4 入札手続等

- (1) 入札説明書等の交付の場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班

電話 086-226-7265（直通）

電子メールアドレス johoh@pref.okayama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成27年4月14日（火）から同月30日（木）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、一般競争入札（条件付）参加申出書を提出しなければならない。

ア 提出期間

平成27年4月14日（火）から同年5月13日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は信書便によるものに限る。5(2)において同じ。)

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

平成27年5月26日（火）午前10時30分

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)の日時を記載したのものに限る。）をもって平成27年5月25日（月）の午後5時までに到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として見積もった契約金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて納付しなければならない。この場合において、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規則第133条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間に岡山県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 財務規則第130条第1項の一般競争入札の参加者の資格を有し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

ウ 過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結してこれらを全て誠実に履行し、かつ、落札後契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規則第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ただし、財務規則第155条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札（条件付）参加申出書を提出した者は、平成27年5月25日（月）までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

Okayama Information Network Wide Area Ethernet Switch Lease Service in accordance with the Replacement : 1 set

(2) Lease period :

From 1 October, 2015 through 30 September, 2022

(3) Time limit of tender :

10 : 30 AM 26 May, 2015

(4) Contact point for the notice :

Information policy section, Citizens services department, Okayama Prefectural Government, 2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570, Japan
TEL : 086-226-7265

平成27年4月14日 岡山県公報 第11677号

〔一四八〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十七年四月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 大

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

岡山情報ハイウェイ運用管理委託 1式

(2) 借入件名の特質等

入札説明書及び岡山情報ハイウェイ運用管理委託調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約予定日

平成27年5月29日（金）

(4) 契約予定期間

平成27年9月1日（火）から平成30年8月31日（金）まで

(5) 委託場所

入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの単価（本件役務を3年間提供する者として算定した委託料総額の36分の1に相当する額）を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 入札書の提出の日までに平成27年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成27年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第39号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をい

う。)を有していること。

- (2) 1つの都道府県域の大部分をサービスエリアとする事業用電気通信設備の工事、維持及び運用の実績を有し、かつ、それに必要な技術者を有していること。
- (3) 広域イーサ網及びMPLS網の構築並びに運用の実績を有すること。
- (4) IPv4/IPv6デュアルスタック網の運用実績を有すること。
- (5) ユーザー5,000人以上のLAN/WANの構築及び運用の実績を有すること。
- (6) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告示第306号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。
- (8) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (9) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (10) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請手続

この入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を有しないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班

電話 086-226-7264(直通)

4 入札手続等

- (1) 入札説明書等の交付の場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班

電話 086-226-7265(直通)

平成27年4月14日 岡山県公報 第11677号

電子メールアドレス johoh@pref.okayama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成27年4月14日（火）から同月30日（木）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付方法

(1)の場所で交付する。なお、交付時に機密保持誓約書を提出すること。

また、落札者以外の者は、開札後、機密保持誓約書に基づき、速やかに仕様書を返却すること。

(3) 対象となる業務に関する資料の閲覧

ア 閲覧期間

平成27年4月14日（火）から同月30日（木）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで。ただし、1日当たりの閲覧可能時間は原則として1人2時間までとし、事前に(1)まで電話又は電子メールで閲覧希望日を予約すること。

イ 閲覧場所

県が指定する場所において行う。

ウ その他

(7) 会社名、氏名及び閲覧開始時刻を(1)の場所で記載し、県担当者の許可を得た後に閲覧すること。

(4) 閲覧者自身による複写、カメラ等による撮影は一切認めない。

(5) 事前予約のない者の閲覧は一切認めない。

(6) 閲覧中に閲覧者による不適切な行為があったときは、閲覧を中止させ、その者についてその後の閲覧を認めない場合がある。

(4) 入札説明会

ア 実施期間及び場所

平成27年4月20日（月）の午前10時から正午まで及び午後2時から午後5時まで。各者1時間以内とする。各者の開始時刻は、前日までに県から通知する。

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁9階第5会議室

イ 参加方法

平成27年4月14日 岡山県公報 第11677号

参加を希望する者は、平成27年4月17日（金）正午までに、入札説明会参加申込書により、(1)までファクシミリにて申込みをすること。なお、入札説明会までに機密保持誓約書を提出していない場合は、入札説明会当日に機密保持誓約書を持参すること。

(5) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、一般競争入札（条件付）参加申出書を提出しなければならない。

ア 提出期間

平成27年4月14日（火）から同年5月13日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は信書便によるものに限る。5(2)において同じ。）

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

平成27年5月26日（火）午前10時

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)の日時を記載したものに限り。）をもって平成27年5月25日（月）の午後4時までに到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として見積もった契約金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて納付しなければならない。この場合において、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規則第133条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間に岡山県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 財務規則第130条第1項の一般競争入札の参加者の資格を有し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

ウ 過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結してこれらを全て誠実に履行し、かつ、落札後契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規則第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ただし、財務規則第155条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(5)の一般競争入札（条件付）参加申出書を提出した者は、平成27年5月25日（月）までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be serviced :

Okayama Information Network operation management business consignment :
1set

(2) Service period :

From 1 September, 2015 through 31 August, 2018

(3) Time limit of tender :

10 : 00 AM 26 May, 2015

(4) Contact point for the notice :

Information policy section, Citizens services department, Okayama
Prefectural Government, 2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama
-ken, 700-8570, Japan
TEL : 086-226-7265

〔二四九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、玉野市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

平成二十七年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域 玉野市宇野、胸上、 梶岡、西田井地、 東田井地地区	測 量 の 種 類 公共測量（地図作成業務）	終 了 年 月 日 平成二十七年三月三十一日
---	---------------------------------------	---------------------------------------

〔一五〇〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により浅口市から岡山県南広域都市計画地区計画についての都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画地区計画（浅口工業団地（A地区）地区計画）

二 都市計画の決定年月日

平成二十七年四月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、浅口市役所産業建設部まちづくり課において縦覧に供する。

〔一五一〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により赤磐市から岡山県南広域都市計画地区計画についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画地区計画（あかいわ山陽総合流通センター地区計画）

二 都市計画の変更年月日

平成二十七年四月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、赤磐市役所建設事業部都市計画課において縦覧に供する。

◎岡山県企業訓令第七号

岡山県公営企業工事検査規程の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月十四日

岡山県公営企業管理者 佐藤兼郎

岡山県公営企業工事検査規程の一部改正

岡山県公営企業工事検査規程（昭和五十五年岡山県企業訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「管理者又は」を「管理者、発電総合管理事務所長又は」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の岡山県公営企業工事検査規程の規定は、平成二十七年四月一日以後に行う工事の検査から適用する。

◎岡山県企業局告示第三号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、
浄水ケークの販売代金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十七年四月十四日

岡山県公営企業管理者 佐藤兼郎

一 委託した事務の内容

浄水ケークの販売代金に係る収納の事務

二 委託を受けた者の所在地及び名称

倉敷市連島町連島二二六一―一三二

泉興産株式会社

三 委託を受けた事務を行う場所

倉敷市連島町西之浦五九一二三 岡山県企業局西之浦浄水場内

倉敷市連島町鶴新田一二〇〇 岡山県企業局鶴新田浄水場内

四 委託の期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで